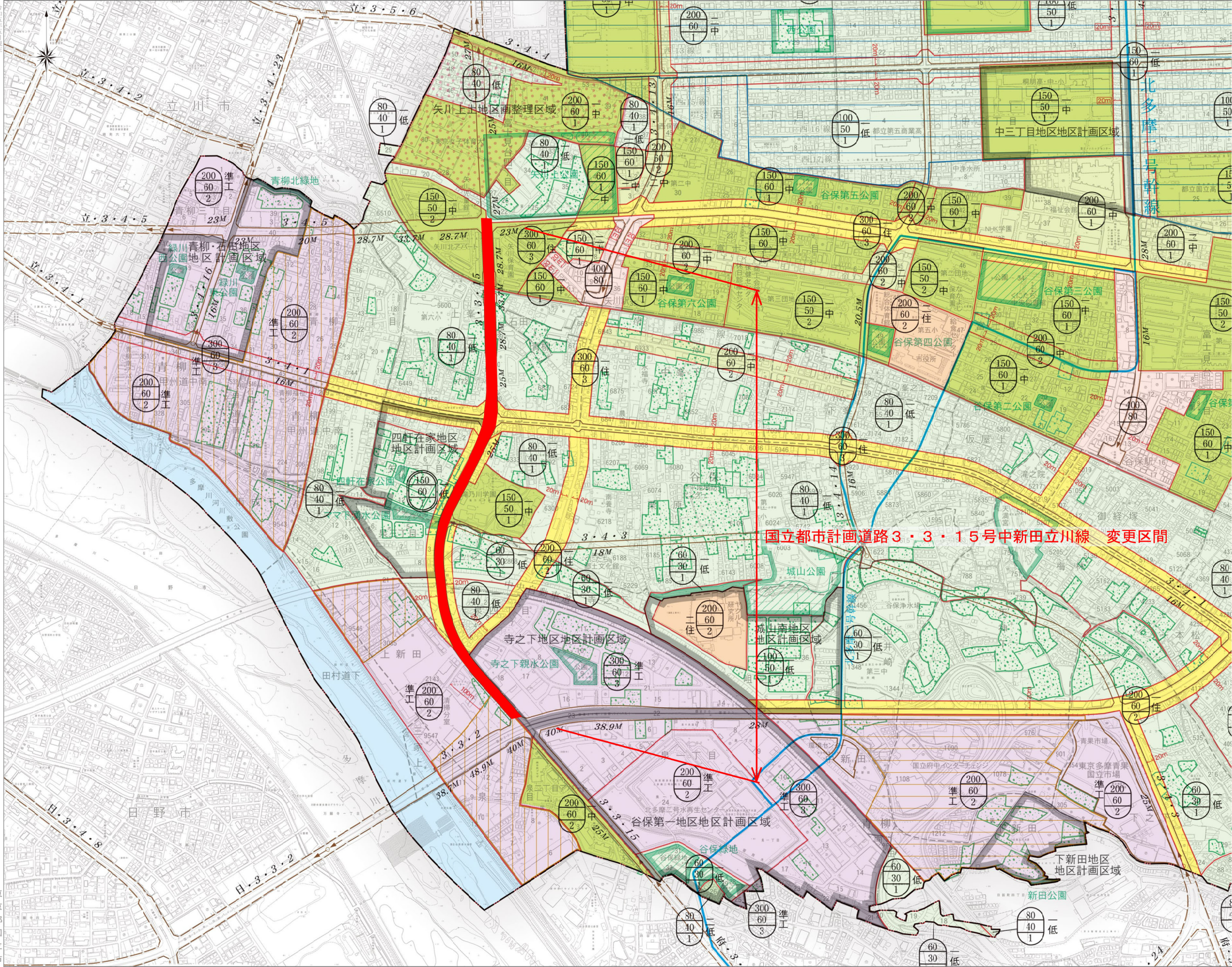


国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線 総括図



国立市都市計画図 (区域区分・地域地区・都市施設・市街地開発事業・地区計画・日影規制)



(注) 1. 本図の道路・公園の位置・地域地区等の境界は、その概略を示すもので、その詳細は「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」または、「国立市役所都市計画課」に備え置く指定図書を確認してください。
2. 建築確認申請等の相談は、東京都多摩建築指導事務所をお願いします。

用途地域		日影規制			
凡	例	容積率 (%)	規制される建築物	規制される日影 (敷地面積から) の範囲	測定水平面の高さ
	第一種低層住居専用地域	60	軒高が7mをこえる建築物	(一) 3時間以上 (二) 4時間以上	1.5m
	第二種低層住居専用地域	80	高さ10mをこえる建築物	(一) 3時間以上 (二) 4時間以上	1.5m
	第一種住居地域	150	高さ10mをこえる建築物	(一) 3時間以上 (二) 4時間以上	4.0m
	第二種住居地域	200	高さ10mをこえる建築物	(一) 3時間以上 (二) 4時間以上	4.0m
	近隣商業地域	300	高さ10mをこえる建築物	(一) 3時間以上 (二) 4時間以上	4.0m
	商業地域	400	高さ10mをこえる建築物	(一) 3時間以上 (二) 4時間以上	4.0m
	準工業地域	500	高さ10mをこえる建築物	(一) 3時間以上 (二) 4時間以上	4.0m
	防火地域	600	防火地域は容積率400%以上の区域 準防火地域は建築率50%以上の区域		
	市街化調整区域				
	第一種文教地区				
	第二種文教地区				
	第一種特別工業地区				
	第二種特別工業地区				
	都市計画道路				
	都市計画公園				
	生産緑地地区				
	矢川上土地地区計画区域				
	地区計画区域				
	流域下水道幹線				
	都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線				
	その他の都市施設				

※国立市都市計画図を基に作成

この図は、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課の作成によるもので、その詳細は「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」または、「国立市役所都市計画課」に備え置く指定図書を確認してください。
この図は、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課の作成によるもので、その詳細は「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」または、「国立市役所都市計画課」に備え置く指定図書を確認してください。